

## ■教育行政のポイント

### “土曜授業”の方向性を示す

菱村 幸彦

さる6月28日、文科省内に設けた「土曜授業に関する検討チーム」の中間まとめが公表された。

#### まずは設置者の判断で実施

下村博文文部科学相は、就任直後から土曜日に授業を行う「学校週6日制」の導入を打ち出し、文科省内に検討チームを発足させて検討を進めてきた。今回の報告は、その中間的なまとめである。

中間まとめを読んで、まず、注目されるのは「学校週6日制」という言葉は使わず、「土曜授業」という言葉にとどめていることである。つまり、学校週5日制の理念は変更していないのだ。

中間まとめは、学校週5日制の下で土曜日を必ずしも有意義に過ごせない子どもたちが少なからずいることを指摘し、子どもたちに充実した学習機会を提供する方策の一つとして、土曜授業の推進を図る考えを示している。

で、土曜授業（隔週等で実施する場合を含む）の制度設計として、2つの方法を提示する。

一つは、全国一律に土曜授業を制度化する方法。いま一つは、設置者の判断で土曜授業を実施する方法である。

中間まとめは、全国一律の方法は、労働法制や公務員法制に関わる課題があることを挙げ、当面、すでに一部で行われている設置者の判断による方法を考えるべきとしている。

現在、土曜授業は、学校教育法施行規則61条で定める「特別の必要がある場合」に基づいて実施されているが、この基準が曖昧なため、設置者が実施を躊躇するケースがある。このため、同条を改正して、設置者の主体的判断で土曜授業の実施が可能である旨を明確化することを提言している。

周知のように、学校週5日制は、平成4年9月か

ら月1回、平成7年4月から月2回を経て、平成14年4月から完全実施された。実施に当たって、各自治体では土曜休業の受け皿として、文化的・体育的な体験活動を中心とする土曜スクール等の開設を工夫してきた。その後、「ゆとり教育」批判と学力低下への懸念が社会問題となり、児童生徒の学力向上を目指して、国語や数学等の補充指導を行う土曜スクールを開設する自治体が出てきた。

#### 先駆的に実施した都教委

そうした中で、平成19年に教育再生会議は「国は、学校週5日制を基本としつつ、教育委員会、学校の裁量で、必要に応じ、土曜日に授業（発展学習、補充学習、総合的な学習の時間等）を行えるようにする」ことを提言し、続いて、平成20年に中央教育審議会も「総合的な学習の時間の一環として課題解決型の学習や探究活動、体験活動などを行う場合には土曜日を活用することが考えられる」と答申した。

この流れを受けて、東京都教委は、平成22年に保護者や地域住民等に開かれた学校づくりを進める観点から、月2回を上限として、土曜授業の実施を認める方針を全国に先駆けて打ち出した。これを文科省が黙認したため、他の自治体でも土曜授業を実施する動きが出てきた。

土曜授業を全国的に実施するとなると、どのような授業を行うか、月何回までとするか、教職員の週休日をどう振り替えるか——等々、検討すべき課題が少なくない。検討チームは、中教審における議論も踏まえながら、さらに専門的な検討を行い、本年秋を目途に一定の方針を示すとしている。

（ひしむら・ゆきひこ＝（財）学習ソフトウェア情報研究所代表理事）

●合否を分けるポイントを面接官経験者が簡潔に解説！

## 『2014 学校管理職選考 直前チェック 面接合格虎の巻』

【編集】学校管理職研究会 四六判・144頁／定価1,995円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）